公益財団法人岩手県文化振興事業団(博物館)における科学研究費助成事業一科研費一の研究実施規程

(平成 26 年 2 月 22 日制定) (平成 28 年 2 月 18 日一部改正) (平成 28 年 9 月 30 日一部改正) (令和元年 8 月 29 日一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県文化振興事業団 (博物館) (以下「館」という。) の調査研究活動のうち、科学研究費補助金 (以下「科研費」という。) を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

(組織、研究活動に従事する職員)

- 第2条 研究活動を行うことを職務に含む者として館に所属し、研究活動に実際に従事するものは、館長、学芸部長、学芸第一課長、学芸第二課長、学芸第三課長、首席専門学芸員、首席専門学芸調査員、上席専門学芸員、上席専門学芸調査員、主任専門学芸調査員、 専門学芸員、専門学芸調査員、学芸員及び学芸調査員(以下、これを「学芸員等」という。)とする。
- 2 組織改正、人事異動等により研究を遂行する職位等に変更が生じた場合には、速やかに改正し、館の研究遂行に支障をきたさないようにする。

(研究計画の策定)

- 第3条 学芸員等は、科研費による研究については、他の担当業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、当該研究が当館の調査研究活動の中で行われることについての館長の承認を受けて実施するものとする。
- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする学芸員等は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政 法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを館長に提出するものとする。

(研究の実施)

- 第4条 学芸員等は、科研費による研究を行う場合は、館の活動として実施するものとする。 (研究成果の取扱い)
- 第5条 学芸員等は、科研費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

- 第6条 科研費による研究を行う学芸員等は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件 に従い報告書を作成し、当該研究が当館の調査研究活動の中で実施されたことについて館長の 決裁を受けるものとする。
- 2 科研費による研究を行う学芸員等は、科研費に係る調査研究活動で得られたデータ等を原則 として 10 年間保存し、正当な事由がある場合を除き、その開示に応じるものとする。 (管理等の事務)

- 第7条 科研費に係る研究計画調書の取りまとめは学芸第一課、契約及び会計に関する事務は総務課がそれぞれ担当する。また、一連の事務処理については公益財団法人岩手県文化振興事業団会計処理規程及び同事務決裁規程による。
- 2 物品購入等については学芸員等が購入伺を起票し、決裁を受けるものとする。また、役務の 提供等の業務に関する実施伺は学芸員等が、契約伺は総務課の担当者がそれぞれ発議し、決裁 を受けるものとする。
- 3 物品の納品に際しては、学芸員等が品名・数量等を確認後、総務課に検収を依頼するものと する。また、役務の提供等については、業務完了後、当該研究に直接関与しない学芸各課のい ずれかの課長が検査を行うものとする。
- 4 研究のため出張しようとする学芸員等は、あらかじめ所定の出張伺いにより決裁を受けるものとする。また、用務終了後は、館長に出張報告書(復命書)を提出するとともに、支出確認に必要な領収書類を総務課に提出するものとする。
- 5 科研費に係る研究を補助する職員を雇用する必要が生じた場合、学芸員等は雇用伺により決裁を受けるものとする。また、賃金の支払いについては、当該職員の勤務実績を基に総務課において処理する。

(法令等の遵守)

- 第8条 館に所属する学芸員等は科研費による研究の遂行に当たり、関連法令等及び公益財団法 人岩手県文化振興事業団の関係各規程を遵守するものとする。
- 2 館に所属し、科研費の運営及び管理に関わるすべての構成員は、コンプライアンス教育及び 研究倫理教育を受けるとともに、科研費の執行に当たり、別に定める行動規範を遵守する誓約 書を提出しなければならない。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成28年2月18日から施行する。 附則
- この規程は、平成28年9月30日から施行する。 附則
- この規程は、令和元年8月29日から施行する。